

姫路城

摘要

「姫路城」は、17世紀初期における日本の城郭建築の最も良好に遺存する事例である。兵庫県姫路市に位置し、古来、この地域は西日本の交通の要衝とされてきた。

播磨平野の中央部、小高い丘の上に建つ城郭資産の面積は107ha。日本の封建時代初期（17世紀初頭）以来の高度に発達した防御システム及び独創的な防御装置の一部である、大天守、小天守、それぞれをつなぐ廊下状の建造物で構成される天守群を中心とした82棟の建造物から成る。1868年、幕府が倒れ、新政府が発足するまで、城は約3世紀にわたり藩の中心として機能した。それらの主な集合体は市内のほぼどこからでも見ることができ、「白鷺城」と称される白色の漆喰塗り土壁で統一された優美な外観、及び多数の建築と重なり合う屋根による繊細な構成の両者において、機能と美しさを融合させた木造建造物群の傑作である。

評価基準

評価基準 (i)

「姫路城」は、木造建造物群の傑作である。それは、白漆喰の使用及び、多数の建築群と屋根の重なりが築く繊細な構成の両面において、合理的機能を卓越した美に結合させている。

評価基準 (iv)

「姫路城」は、日本の木造城郭建築の最高点を表し、その重要な特徴を損傷なく保存している。

完全性

資産は、内郭と外郭で構成される城郭のほぼ全域と一致する107haの一区域内の範囲であり、南東部を除けば、外郭の城壁に沿う濠によって区画される。歴史的変遷の過程で既に失われてしまった建物もあるが、資産の範囲には、天守・櫓・城壁・城門・石垣等を含む82棟の構成要素が17世紀初期の配置と状態を申し分なく保っている。

歴代城主は、17世紀、18世紀、19世紀のそれぞれの時期に順次修理を行い、城を維持してきた。時代の変遷の中で一部失われた建造物もある。政府が接收し、西の丸の一部や武家屋敷が軍事施設に取って代わった。その後この施設は1945年に撤去され、公共建築に建て替わった。1882年には城主の居館が火災で焼失したが、損失は軽微と考えられ、全体の完全性は維持されている。

以上のように、「姫路城」は17世紀の日本の城郭に見られる内部及び外観の特徴を十分に保っており、全体性及び無傷性の双方の観点から完全性の条件を満たしている。

真実性

1934年から行われている一連の保存修理は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の真実性に関して確立された概念に従って、木造建造物修理のために日本で発展してきた技術を用いて行われてきた。新たな材料の使用は厳格に管理され、重要な提案は全て審議会で審議され承認を得ることとされている。19世紀または20世紀に増築された建造物は撤去されている。

唯一の現代的材料の適用は、鉄筋コンクリート造基礎の挿入である。これは、地震活動が活発な地域においては、脆弱な地盤により主要構造の変形が進むと、急激な崩壊につながるという理由から、その正当性が裏付けられて行われたものである。不相応な扉や窓といった初期の修復事業で設置された造作については、建立当初の構造や材料について資料的に明らかなものについて適切な姿に復原した。

保護・管理に係る要件

1868年に日本の近代が幕開けた後は、政府が地方公共団体と協力して遺産の保護に当たってきた

資産を構成する83棟の建造物及び107haの土地は、すべて、文化財保護法の下で国宝・重要文化財又は特別史跡に指定され、保護されている。この法律に基づき、遺産の現状変更行為が規制されており、あらゆる変更行為に国の許可を必要としている。

143haの緩衝地帯における開発圧力は、姫路市都市景観条例（1987年）によって規制されている。姫路市では、景観法（2004年）に基づき、この条例を向上させるための改正を2008年に行った。また、景観法の法制化に伴い、2007年には1988年都市景観形成基本計画の改正及び姫路市景観ガイドラインの策定が行われた。これにより、「姫路城」を眺望できる道路沿いの全ての事業、及び、「姫路城」周辺における一定規模以上の事業については姫路市に届け出ることとされ、姫路市は提案される建築計画が資産の歴史的環境の特徴と調和していることの確認を行うこととされた。

資産を構成するすべての建造物及びその土地の大部分は、国の所有である。それ以外の土地は、兵庫県・姫路市・民間企業の所有である。姫路市は、文化財保護法に基づき、同法の下に保護されている建造物及び土地の管理団体に指定されており、姫路城管理事務所を設置するとともに、姫路城管理条例（1964年）、特別史跡姫路城保存管理計画（1986年作成、2008年最終改正）に定めた事項及び国の指導に従って、維持の措置、清掃、定期点検、交通規制、防災、敷地内の整備、案内業務等、管理の責務を果たしている。

資産を危険にさらす最大の要因が火事及び地震であることから、建造物には自動火災報知器・防犯カメラ・消火・避雷の設備が行われ、それらの全体が姫路城防災センターにおいて監視されている。地震に関しては、大天守に求められる構造補強の方法を研究・分析・開発及び実施するために、姫路市が2006年に専門委員会を設置した。